

民間事業者・施主様へ

建設業の**2024年問題**ご存じですか？

2024年4月から労働基準法改正により建設業にも罰則付きの残業上限規制が設けられます。

昨今の物流増加の傾向から身近になっている『物流業界の2024年労働力不足問題』ですが、この労働力不足について、**建設業界も同様に危機を迎えています。**

“**持続的に発展していく建設業**”のために。

建設業の需要に対して現在の労働力不足は、今後の若手不足により、一層の深刻化が予測されています。この問題を解決するには、働き方改革への施主様のご理解が必要不可欠です。

❖ 民間事業者・施主様へお願いしたいこと ❖

適正な休日を考慮した**工期設定**

をお願いいたします！

着工後の大幅な仕様変更や不測の事態により、万が一工程遅延が発生した場合は下記へのご理解をお願いいたします。

対応期間が必要となります

残業時間の上限規制・週休2日制の実施も重なり、**対応日数が必要になる**ことをご理解ください。



契約金額の見直しをお願いします

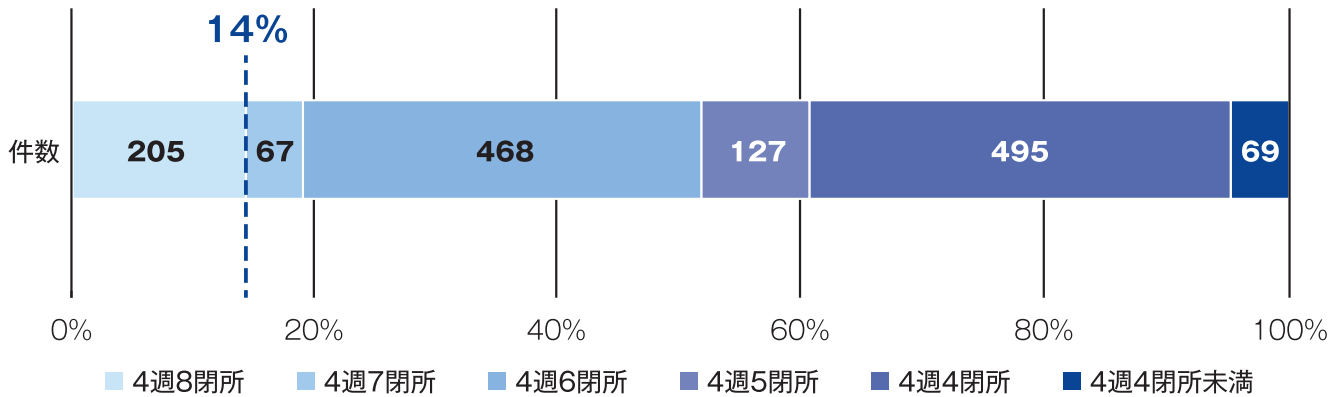
工期延長による補填人員の確保の為、**単価見直し**の対応にご理解ください。



4週8閉所って？

どうのこと??週休2日ならシフト制できるんじゃないか…?

建設業は、交代制により現場を継続稼働することが難しい業務で成り立っているため、週休2日制とするにあたり“**4週の内8日は現場を非稼働**”にする必要があります。しかし、現在施主様より提示される工期では、4週8閉所が可能な現場は全体の14%となっており、完全週休2日が確保されていない現場が多くなってしまっているのが現状です。



出所：「適正な工期設定などによる働き方改革の推進に関する調査」令和4年度調査結果とりまとめ(建設企業)〔国土交通省不動産・建設経済局建設業課〕



もし…対策を行わなかったらどうなるの？

若手技術者の
離職

学生入職希望の
激減

技術伝承の
断絶

今後も上がり続ける需要に対して、労働力の供給がより一層難しくなり、この需要と供給のバランスを欠いた状態が続くことで、建設業の存続が危ぶまれてまいります。

2024年問題解決にご協力をお願いします！

日本電設工業協会 東海支部
日本空調衛生工事業協会 東海支部

